



金沢市公報

号外第7号の5

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規則	
行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (企画調整課)	1
次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 (職員課)	3
金沢市公報規則の一部を改正する規則 (総務課)	4
金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (企画調整課)	4

金沢市公共工事執行管理規則の一部を改正する規則 (道路建設課)	16
金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	16
金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (保健推進課)	41
金沢市公印規則の一部を改正する規則 (総務課)	41

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第21号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員等旅費条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市職員等旅費条例施行規則 (昭和25年規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

決 裁 欄		
部長	課長	課員

を

決 裁 欄			
局長	部長	課長	課員

に改める。

様式第2号中

発議年月日 年 月 日			決裁年月日 年 月 日	
助役	部長	課長	課員	担当

合 議	財政課長	課員
	課長	課員

を

発議年月日 年 月 日				決裁年月日 年 月 日	
助役	局長	部長	課長	課員	担当
合 議	財政課長	課員			
	課長	課員			

に改める。

様式第3号(表)、様式第4号(表)及び様式第7号中「所属部課」を「所属」に改める。

様式第8号(表)中「所属部課」を「所属」に改める。

様式第9号中「所属部課」を「所属」に改める。

(金沢市社会福祉事務所処務規則の一部改正)

第2条 金沢市社会福祉事務所処務規則(昭和30年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「福祉保健部福祉総務課、生活福祉課」を「福祉健康局福祉総務課、生活支援課」に、「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改める。

(金沢市職員健康管理規則の一部改正)

第3条 金沢市職員健康管理規則(昭和30年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 総務局長
- (2) 福祉健康局長

第8条第2項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第14条第2項第4号中「市民病院」を「市立病院」に改める。

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「総務部職員課職員厚生室」を「総務局職員課職員厚生室」に改める。

(金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市職員退職給与金条例施行規則(昭和34年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「総務部職員課職員厚生室」を「総務局職員課職員厚生室」に改める。

(金沢都市計画事業土地区画整理審議会規則の一部改正)

第6条 金沢都市計画事業土地区画整理審議会規則(昭和45年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市整備部」を「都市整備局」に改める。

(金沢市勤労青少年寮条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢市勤労青少年寮条例施行規則(昭和45年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中 「部長」を「局長」に改める。

(金沢市職員安全衛生委員会規則の一部改正)

第8条 金沢市職員安全衛生委員会規則(昭和50年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「環境部安全衛生委員会」を「環境局安全衛生委員会」に改める。

第10条第2号を次のように改める。

- (2) 環境局安全衛生委員会 環境局環境総務課

第10条第4号中「総務部職員課職員厚生室」を「総務局職員課職員厚生室」に改める。

(金沢市準用河川管理規則の一部改正)

第9条 金沢市準用河川管理規則(昭和50年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「土木部河川課」を「都市整備局土木部内水整備課」に改める。

(金沢市長の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部改正)

第10条 金沢市長の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(昭和53年規則第75号)の一部を次のように改正する。

本則中「金沢市総務部長」を「金沢市総務局長」に改める。

(技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第11条 技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「農林部、土木部又は建設部」を「産業局又は都市整備局」に改める。

第12条第1項第5号及び第7号中「環境部」を「環境局」に改める。

(金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「環境部環境保全課」を「環境局環境保全課」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成3年規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第9号中「部 課(電話)」を削る。

様式第10号中「部 課」を削る。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則の一部改正)

第14条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則(平成3年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民生活部広報広聴課」を「市民局広報広聴課」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則の一部改正)

第15条 金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則(平成3年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民生活部広報広聴課」を「市民局広報広聴課」に改める。

(金沢市市政情報コーナー設置規則の一部改正)

第16条 金沢市市政情報コーナー設置規則(平成6年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民生活部広報広聴課」を「市民局広報広聴課」に改める。

(金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第17条 金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部総務課」を「総務局行政経営課」に改める。

(金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部改正)

第18条 金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則(平成14年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市民生活部長」を「市民局長」に改める。

第7条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 都市政策局長

(2) 総務局長

(金沢市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第19条 金沢市情報セキュリティに関する規則(平成15年規則第86号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「部長」を「局長」に改め、同条第2項中「部等」を「局等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の金沢市職員等旅費条例施行規則様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第22号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市公報規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第23号

金沢市公報規則の一部を改正する規則

金沢市公報規則（昭和50年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「文書法制課長」に改める。

第6条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第8条第1項第1号中「12,600円」を「14,500円」に改め、同項第2号中「100円」を「120円」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第24号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成8年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

局 等	課 等
都市政策局	企画課 東京事務所 調査統計室 新幹線建設推進室 総合調整課 広域行政課 情報政策課
文化スポーツ部	国際文化課 文化施設整備室

		スポーツ振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室
総務局		秘書課 総務課 市史編さん事務局 文書法制課 職員課 職員厚生室 監理課 検査員室 行政経営課 財政課 税務課 滞納整理室 資産税課 市民税課
産業局		商業振興課 工業振興課 ファッション産業振興室 企業立地課 観光交流課 労働政策課
	農林部	農林総務課 中山間地域農業振興室 農林基盤整備課 森づくり推進室 農業センター
	卸売市場	中央卸売市場事務局 公設花き地方卸売市場事務局
市民局		市民参画課 人権同和对策室 男女共同参画室 計量検査所 防災安全課 広報広聴課 市民課 保険年金課
福祉健康局		福祉総務課 生活支援課 介護保険課 長寿福祉課 こども福祉課 児童相談所開設準備室 障害福祉課

	福祉指導監査室
健康推進部	保健衛生課
泉野福祉健康センター	
元町福祉健康センター	
駅西福祉健康センター	
保健所	
環境局	環境総務課 施設整備室 戸室新保埋立場 リサイクル推進課 西部管理センター 東部管理センター 施設管理課 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター 環境保全課
都市整備局	都市計画課 地区計画推進室 交通政策課 まちなみ対策課 緑と花の課 再開発課 近江町市場再整備事務所
土木部	道路建設課 道路管理課 生活道路室 道路等管理事務所 内水整備課 営繕課 技術管理課
定住促進部	住宅政策課 市営住宅課 区画整理課 建築指導課 建物安全対策室

第2条第2項中「部等」を「局等」に改める。

第3条を次のように改める。

(都市政策局の各課等の分掌事務)

第3条 都市政策局の各課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課 等	分 掌 事 務
企画課	1 基本構想及び長期計画に関する事項 2 主要施策の企画に関する事項 3 金沢港の整備推進に関する事項 4 政策研究所に関する事項 5 局の所管事務で他課に属しない事項

東京事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 市政運営に必要な情報及び資料の収集及び調査に関する事項 2 本市重要施策の紹介に関する事項 3 中央官庁及び関係機関との連絡調整に関する事項 4 その他市長の特命に関する事項
調査統計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 統計情報の収集、編集及び保全に関する事項 2 統計関係資料の編集配布に関する事項 3 国勢調査その他の統計調査に関する事項
新幹線建設推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 北陸新幹線の整備推進に関する事項
総合調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政各部門における基本的な事業計画及び主要事業の調整及び進行管理に関する事項 2 中心市街地活性化策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 3 地方分権の推進に係る調整に関する事項 4 金沢市土地開発公社に関する事項 5 特命事項の調査及び計画に関する事項
広域行政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域行政に関する事項 2 地方公共団体の協議会及び公共団体等の活動調整に関する事項
情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報化の推進に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 3 行政情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項

2 文化スポーツ部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化及びスポーツの振興、国際化の推進並びに歴史建造物に関する事項
国際文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化振興施策の企画及び推進に関する事項 2 文化施設に関する事項（他課の所管に属するものを除く。） 3 国際化施策の企画及び推進に関する事項 4 姉妹都市等との国際交流に関する事項 5 財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 6 財団法人金沢文化振興財団に関する事項 7 財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 8 財団法人金沢国際交流財団に関する事項
文化施設整備室	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設の整備に関する事項
スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項
文化財保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項 2 伝統芸能等の保存及び継承に関する事項 3 文化財保護に関する事項 4 埋蔵文化財の保護の企画及び調整に関する事項
埋蔵文化財センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋蔵文化財の発掘調査並びに出土品の整理、記録及び研究に関する事項

		2 埋蔵文化財センターの管理運営に関する事項
	歴史建造物整備課	1 歴史建造物の保全及び整備に関する事項 2 伝統的建造物群保存地区に関する事項 3 歴史のみち筋の整備に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項 4 社団法人金沢職人大学校に関する事項
	用水・惣構堀整備室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項

第4条(見出しを含む。)中「総務部」を「総務局」に改め、同条の表総務課の項を次のように改める。

総務課	1 名誉市民に関する事項 2 文書管理に関する事項(郵便等の收受及び配布に関する事項に限る。) 3 行政査察に関する事項 4 財産(物品を除く。)の取得、管理及び処分に関する事項 5 電気事業記念基金に関する事項 6 財産の評価に関する事項 7 本庁舎及び公舎の維持管理に関する事項 8 本庁舎内の取締り、各室の配置及び当直に関する事項 9 金沢市役所・美術館地下駐車場に関する事項 10 市長会に関する事項 11 行政対象暴力等対策会に関する事項 12 局の所管事務で他課に属しない事項 13 他の局に属しない事項
市史編さん事務局	1 市史の史料の調査及び収集に関する事項 2 市史の編さん及び刊行に関する事項

第4条の表総務課の項の次に次のように加える。

文書法制課	1 条例、規則等の審査等に関する事項 2 訴訟関係事務の調整に関する事項 3 公告式及び公報に関する事項 4 文書管理に関する事項(郵便等の收受及び配布に関する事項を除く。) 5 公印に関する事項 6 公平委員会に関する事項
-------	---

第4条の表監理課の項の次に次のように加える。

行政経営課	1 行政改革に関する事項 2 行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項 3 行政評価に関する事項 4 行政組織に関する事項 5 外部監査に関する事項 6 関係財団法人等の指導監査に関する事項 7 指定管理者制度に関する事項
-------	---

第4条の表税務課の項中 「 12 税務事務で他課に属しない事項

」を		12 税務事務で他課に属しない事項
	滞納整理室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整

」に改める。
理に関する事項

第5条を次のように改める。

(産業局の各課等の分掌事務)

第5条 産業局の各課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課 等	分 掌 事 務
商業振興課	1 商業行政の企画及び調整に関する事項 2 商業の経営指導に関する事項 3 商業の販路拡張に関する事項 4 中小企業の金融に関する事項 5 貿易振興に関する事項 6 主要食糧管理に関する事項 7 その他商業の振興に関する事項 8 局の所管事務で他課に属しない事項
工業振興課	1 工業行政の企画及び調整に関する事項 2 産業構造の高度化に関する事項 3 工業の経営指導に関する事項 4 工業の販路拡張に関する事項 5 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項 6 その他工業及び鉱業の振興に関する事項
ファッション産業振興室	1 ファッション産業の振興に関する事項 2 伝統工芸産業の振興に関する事項
企業立地課	1 金沢テクノパークの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項
観光交流課	1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 国際コンベンション都市の推進に関する事項 4 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 5 その他観光産業の振興に関する事項
労働政策課	1 労働行政の企画及び調整に関する事項 2 労働者の福祉及び厚生に関する事項 3 雇用の促進及び維持に関する事項 4 労働状況に係る調査及び研究に関する事項

2 農林部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
農林部	1 農林水産業に関する事項
農林総務課	1 農林水産行政の企画及び調整に関する事項 2 農林水産業の事業計画及び振興に関する事項 3 地籍調査事業に関する事項 4 放牧場及び食肉流通センターに関する事項 5 市営競馬事業に関する事項
中山間地域農業振興室	1 中山間地域農業の振興に関する事項

		2 金沢湯涌みどりの里に関する事項
	農林基盤整備課	1 農地及び林地の整備に関する事項 2 土地改良施設及び林業施設の整備及び維持管理に関する事項 3 農村環境整備に関する事項 4 農村下水道事業に関する事項 5 治山及び海岸砂防に関する事項 6 農地、林地、土地改良施設及び林業施設の災害の復旧に関する事項
	森づくり推進室	1 森づくり施策の推進に関する事項 2 市営造林に関する事項 3 森林の利用促進に関する事項 4 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項
	農業センター	1 農林業の営農指導及び普及に関する事項 2 農林業の生産技術の開発及び研究に関する事項 3 農業の担い手育成に関する事項 4 米生産調整推進対策に関する事項 5 市民の農林業に対する理解向上に関する事項 6 施設の維持管理に関する事項

3 卸売市場の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
卸売市場	1 安全・安心な生鮮食料品及び良質な花き類の安定的供給に関する事項
中央卸売市場事務局	1 生鮮食料品等の売買取引及び流通改善に関する事項 2 中央卸売市場（次号及び第4号において「市場」という。）の業務の許可及び指導監督に関する事項 3 市場の施設の維持管理及び市場内の取締りに関する事項 4 市場の建設企画及び庶務経理に関する事項 5 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会及び市場取引委員会に関する事項
公設花き地方卸売市場事務局	1 花きの売買取引その他公設花き地方卸売市場（次号及び第3号において「市場」という。）の業務に関する事項 2 市場の施設の維持管理に関する事項 3 市場の庶務経理に関する事項 4 金沢市公設花き地方卸売市場運営協議会に関する事項

第6条及び第7条を削る。

第8条（見出しを含む。）中「市民生活部」を「市民局」に改め、同条の表市民参画課の項を次のように改める。

市民参画課	1 市民の参加及び協働並びに市民活動の推進に関する次に掲げる事項 ア 市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画に関する事項 イ 町会その他コミュニティ活動の活性化に関する事項 ウ ボランティア活動その他市民活動との連携に関する事項 エ 地縁による団体の認可に関する事項 オ 社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項
-------	--

	カ マナーをよくするかなざわ市民会議に関する事項 2 住居表示等に関する次に掲げる事項 ア 旧町名の復活に関する事項 イ 町名及び町の区域の変更に関する事項 ウ 住居表示の整備に関する事項 3 消費者の自立支援及び消費者保護並びに消費生活センターに関する事項 4 局の所管事務で他課に属しない事項
人権同和対策室	1 人権思想の普及高揚及び同和施策の総合的な推進に関する事項
男女共同参画室	1 男女共同参画施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項
計量検査所	1 計量器及び商品量目の検査に関する事項

第8条の表市民参画課の項の次に次のように加える。

防災安全課	1 安全で安心なまちづくりの推進に関する次に掲げる事項 ア 総合的な防災対策の企画及び調整に関する事項 イ 国民保護法制に関する事項 ウ 防災会議及び地域防災計画に関する事項 エ 災害対策本部に関する事項 オ 水難救護に関する事項 カ 地域の防犯活動等の推進に関する事項 キ 交通安全の啓発及び指導に関する事項
-------	--

第8条の表市民課の項第12号を削り、同項第13号ア中「埋火葬」の次に「及び火葬炉使用」を加え、同号を同項第12号とし、同表保険年金課の項中

	11 その他国民健康保険及び国民年金に関する事項
--	--------------------------

を

	11 特定障害者に対する特別障害給付金の受付に関する事項
	12 その他国民健康保険及び国民年金に関する事項

に改め、同表労働福祉課の項を削り、同条を第6条とする。

第9条の見出し及び同条第1項中「福祉保健部」を「福祉健康局」に改め、同項の表福祉総務課の項第19号を削り、同項第20号を同項第19号とし、同項第21号中「部」を「局」に改め、同号を同項第20号とし、同表生活福祉課の項中「生活福祉課」を「生活支援課」に改め、同表子ども福祉課の項第4号中「無認可保育施設」を「認可外保育施設」に改め、同項中

	10 家庭児童相談室に関する事項
	11 少子化対策の推進に関する事項

を

	10 児童家庭相談に関する事項
	11 少子化対策の推進に関する事項
児童相談所開設準備室	1 児童相談所の開設準備に関する事項

に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第7条とする。

2 健康推進部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
健康推進部	1 健康づくりの推進、衛生行政並びに福祉及び保健のサービスに関する事項
保健衛生課	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 感染症に関する事項 4 生活習慣病の予防に関する事項 5 老人保健法の規定による保健事業の実施に関する事項（福祉健康センターが所管する事項を除く。） 6 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項 7 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 8 救急医療に関する事項 9 市営墓地及び斎場に関する事項 10 墓地、埋葬等に関する事項 11 簡易水道に関する事項
泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 健康相談及び健康教育に関する事項 3 保健指導に関する事項 4 乳幼児等の健康診査に関する事項（保健衛生課が所管する事項を除く。） 5 母子健康手帳の交付に関する事項 6 老人保健法の規定による健康手帳の交付に関する事項 7 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 8 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 9 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 10 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 11 身体障害者手帳の交付に関する事項 12 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 13 予防接種に関する事項 14 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 15 こども広場に関する事項 16 お年寄り介護相談センターに関する事項
保健所	1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項

第10条（見出しを含む。）中「環境部」を「環境局」に改め、同条の表環境総務課の項中

13 清掃職員の研修に関する事項
14 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項
15 部の所管事務で他課に属しない事項

を

	13 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項 14 清掃職員の研修に関する事項 15 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 16 局の所管事務で他課に属しない事項
--	--

に改め、同表施設管理課の項第1号中「部」を「局」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。
 (都市整備局の各課等の分掌事務)

第9条 都市整備局の各課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課 等	分 掌 事 務
都市計画課	1 都市計画の調査及び決定に関する事項 2 都市計画審議会に関する事項 3 都市計画街路の境界証明等に関する事項 4 都市計画施設等の区画内における建築等の許可に関する事項 5 駅北土地区画整理事業に関する事項 6 駅西土地区画整理事業に係る精算金の徴収及び交付に関する事項 7 金沢駅西広場の再整備に関する事項 8 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項 9 局の所管事務で他課に属しない事項
地区計画推進室	1 地区計画に関する事項 2 市民参画によるまちづくりの推進に関する事項 3 大規模開発の調整に関する事項 4 国土利用計画に関する事項 5 公有地の拡大の推進に関する事項 6 モーター類似施設の設置の規制に関する事項
交通政策課	1 総合交通体系の調査、計画及び施策の推進に関する事項 2 公共交通及び新交通システムの調査及び研究に関する事項 3 駐車場対策に関する事項 4 自転車及び原動機付自転車の駐車対策に関する事項
まちなみ対策課	1 都市景観形成に係る計画立案、調整及び進行管理に関する事項 2 風致地区及び伝統環境の保存育成に関する事項(都市政策局の所管に属するものを除く。) 3 近代的都市景観の創出に関する事項 4 こまちなみの保存育成に関する事項 5 都市景観形成に係る意識の高揚に関する事項 6 屋外広告物の表示の許可等に関する事項
緑と花の課	1 緑の基本計画に関する事項 2 緑化の普及及び啓発に関する事項 3 公園及び緑地(第5号において「公園等」という。)整備事業の施行に関する事項 4 公共施設の緑化に関する事項 5 公園等及び街路樹等の管理に関する事項
再開発課	1 市街地再開発行政の企画及び調整に関する事項 2 市街地再開発事業の推進及び指導に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> 3 市街地再開発事業に伴う公共施設の設計及び施工に関する事項 4 金沢駅通り線の設計及び施工に関する事項 5 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項
近江町市場再整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 武蔵ヶ辻地区の市街地再開発に関する事項

2 土木部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
土木部	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路及び河川等の整備及び管理、建築物等の営繕並びに工事に係る技術等の指導に関する事項
道路建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路事業の企画及び調整に関する事項 2 広域道路の整備促進に関する事項 3 環状道路の整備に係る企画及び調整に関する事項 4 道路・橋りょう（都市計画街路を含む。）の用地買収及び物件移転補償に関する事項 5 道路・橋りょう（都市計画街路を含む。）の新設工事及び改良工事の施行に関する事項 6 道路の消融雪工事の施行に関する事項 7 電線類地中化事業に係る工事の施行に関する事項
道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路の認定及び廃止に関する事項 2 道路及び橋りょうの管理及び維持修繕に関する事項 3 道路における歩道ネットワークの企画立案及び調整並びに整備推進に関する事項 4 駅前広場及び地下道の管理及び維持修繕に関する事項 5 道路の除雪に関する事項 6 道路の消融雪装置の管理及び維持修繕に関する事項 7 道路の防災及び災害復旧工事に関する事項 8 交通安全施設の整備に関する事項 9 電線類地中化事業に係る総合調整及び事業計画に関する事項
生活道路室	<ul style="list-style-type: none"> 1 法定外道路（内水整備課及び農林基盤整備課が所管するものを除く。）の維持管理に関する事項 2 私道の市への移管促進等に関する事項
道路等管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、公園、街路樹等の維持管理に関する直営工事（以下「直営工事」という。）作業の連絡調整に関する事項 2 直営工事の施行に関する事項 3 工事用資材及び器具の出納及び保管に関する事項 4 車両の保全及び管理に関する事項 5 直営作業による道路除雪に関する事項 6 直営工事の作業計画及び実施並びにその報告に関する事項 7 水防作業に関する事項
内水整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 内水防災事業の企画及び調整に関する事項 2 河川及び用排水路（他課の管理に属するものを除く。）の新設、改良及び維持管理に関する事項 3 公共土木災害復旧事業に関する事項（他課の管理に属するものを除く。） 4 水防に関する事項（水防作業に関する事項を除く。）

	5 急傾斜地崩壊危険区域等の防災に関する事項
営繕課	1 市有建築物の営繕に関する事項（金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の規定に基づき他課に属するもの及び技術職員が配属されている部局を除く。次号及び第3号において同じ。） 2 市有建築物及び施設の設備の営繕に関する事項 3 市有施設の土木の営繕に関する事項
技術管理課	1 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項 2 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 3 技術職員の技術向上に係る企画及び立案に関する事項 4 建設発生土の処理対策に関する事項 5 再生資材の利用の促進に関する事項 6 その他技術に係る特命に関する事項

3 定住促進部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
定住促進部	1 定住の促進及び建築行政に関する事項
住宅政策課	1 住宅政策の企画、調査及び推進に関する事項 2 定住促進施策の推進に関する事項 3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項
市営住宅課	1 市営住宅の企画及び建設に関する事項 2 市営住宅の維持管理に関する事項 3 市営住宅の家賃の賦課、徴収及び滞納整理等に関する事項 4 市営住宅の用途廃止及び譲渡に関する事項 5 特定公共賃貸住宅に関する事項 6 瑞樹団地に関する事項
区画整理課	1 土地区画整理事業の調査及び計画に関する事項 2 土地区画整理組合等の認可、指導、監督及び助成に関する事項 3 土地区画整理事業の施行に伴う工事の設計及び監督に関する事項 4 土地区画整理事業地内の建築等の許可に関する事項 5 農住組合の認可、指導、監督及び助成に関する事項 6 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項
建築指導課	1 建築行政の企画、調査及び指導に関する事項 2 建築基準法の規定に基づく確認、検査、許可及び道路の位置の指定等に関する事項 3 違反建築物等の措置に関する事項 4 建築協定に関する事項 5 建築審査会に関する事項 6 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する事項 7 駐車場法の規定に基づく建築物における駐車施設の附置に関する事項 8 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地及び優良住宅等の認定に関する事項 9 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築計画の認定等に関する事項

	10 住宅金融公庫からの受託業務に関する事項 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項 12 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定に基づくマンション建替組合の設立認可等及び建替えの勧告に関する事項
建物安全対策室	1 かけ地の防災対策に関する事項 2 建築物の敷地等に係る防災対策に関する事項 3 宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成の許可等に関する事項 4 建築物に係る耐震改修等安全対策の指導に関する事項 5 特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項

第11条及び第12条を削り、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市公共工事執行管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第25号

金沢市公共工事執行管理規則の一部を改正する規則

金沢市公共工事執行管理規則（平成元年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 課の長（中央卸売市場事務局にあっては中央卸売市場事務局次長、泉野福祉健康センターにあっては泉野福祉健康センター次長、元町福祉健康センターにあっては元町福祉健康センター次長、駅西福祉健康センターにあっては駅西福祉健康センター次長、市立病院事務局にあっては市立病院事務局次長、市立工業高等学校にあっては市立工業高等学校事務局長、美術工芸大学事務局にあっては美術工芸大学事務局次長）をいう。

第6条第3項中「土木部長」を「都市整備局長」に改める。

別表中「土木部長 農林部長 都市整備部長」を「都市整備局長 農林部長 土木部長」に、「道路建設課長 都市計画課長 営繕課長」を「都市計画課長 道路建設課長 営繕課長 技術管理課長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第26号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

- (6) 局 金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）に規定する局、市立病院事務局及び美術工芸大学事務局をいう。

第2条第8号中「泉野福祉保健センターにあっては泉野福祉保健センター次長、元町福祉保健センターにあっては元町福祉保健センター次長、駅西福祉保健センターにあっては駅西福祉保健センター次長」を「泉野福祉健康センターにあっては泉野福祉健康センター次長、元町福祉健康センターにあっては元町福祉健康センター次長、駅西福祉健康センターにあっては駅西福祉健康センター次長」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「(平成8年規則第31号)」を削り、「企業立地推進室」を「農業センター」に、「農業センター、福祉指導監査室、泉野福祉保健センター、

元町福祉保健センター、駅西福祉保健センター及び技術管理室を「福祉指導監査室、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター及び駅西福祉健康センター」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 局長 局の長をいう。
- (8) 部 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)に規定する部及び卸売市場をいう。
- (9) 部長 部の長をいう。

第3条中「及び部長」を「、部長及び局長」に改める。

第5条第2項及び第3項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 所管局長が不在のとき、又は所管局長が欠けたときは、所管部長(所管次長を置く局にあっては所管次長、所管部長及び所管次長を置かない局にあっては所管課長)がその事務を代決する。

5 所管局長及び所管部長(所管次長を置く局にあっては、所管次長。以下この項及び次項において同じ。)が不在のとき、若しくは欠けたとき、所管局長が不在であり、かつ、所管部長が欠けたとき、又は所管局長が欠け、かつ、所管部長が不在のときは、所管課長がその事務を代決する。

第5条第6項中「所管次長」を「所管部長」に改める。

第9条第1項中「助役」の次に「、局長」を加える。

第10条の見出し中「部長等」を「局長等」に改め、同条中「所管部長」を「所管局長」に、「中央卸売市場長、公設花き地方卸売市場長」を「卸売市場長」に改める。

第11条第1号中「、第31号」を「から第31号まで」に改め、同条第3号中「所管部長」を「所管局長(同表アの表にあっては、所管部長)」に改め、同条第4号中「所管部長」を「所管局長」に改め、同条第5号中「所管部長」を「所管局長及び所管部長」に改める。

第12条の見出し中「教育次長」を「教育長」に改め、同条中「教育次長(教育次長が2人以上ある場合にあっては、市長があらかじめ指定する教育次長。以下同じ。)」を「教育長」に改め、同条第2号及び第3号中「所管部長」を「所管局長」に改め、同条第4号中「所管部長の専決事項(同表第3号に規定する事項のうち、減免基準の定められた歳入の減免を除く。)」を「所管局長の専決事項」に改める。

第12条の2第2号及び第3号中「所管次長」を「所管部長」に改め、同条第4号中「第3号」及び「(減免基準の定められた歳入の減免に限る。)」を削る。

第14条を次のように改める。

(所管局長等)

第14条 前条に規定する場合における選挙管理委員会及び監査事務局の所管局長は総務局長と、農業委員会事務局の所管局長は産業局長とする。

2 前条に規定する場合における農業委員会事務局の所管部長は、農林部長とする。

第15条第2項中「教育次長」を「教育長」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、市営住宅課における瑞樹団地の分譲住宅の建築に係る事務の局長、部長及び課長の専決事項は、別表第1の規定にかかわらず、同表契約の表イの表第1号中

専 決 区 分					
助 役	総務局長	所管局長	所管部長	監理課長	所管課長
1億5,000万円以下	8,000万円以下			4,000万円以下	
				1億円以下	
1億5,000万円以下	8,000万円以下			4,000万円以下	

とあるのは

専 決 区 分					
助 役	総務局長	所管局長	所管部長	監理課長	所管課長

と、同イの表第7号中

8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
			1,000万円以下		300万円以下

とあるのは

			1,000万円以下		300万円以下
			1,000万円以下		300万円以下

として、これらの規定を適用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専 決 区 分 等					
	助 役	所管局長	所管部長	所管課長	出先機関 の 長 等	合議課
1 所属職員の配置及び事務 分担の決定						
2 附属機関又は各種委員会 の委員及び幹事の任免	(要綱で設 置されたも のに限る。)					職員課 (職員を含 む場合に限 る。)
3 国、他の公共団体等の機 関の役職の推薦及び就任の 承認						職員課
4 例規審査会等内部組織の 構成員の任免		(部長)	(課長以下)			職員課
5 年次有給休暇の処理	(局長)	(部長)	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	
6 時間外勤務命令及び休日 勤務命令						
7 所属職員の職務に関する 証票（職員証を除く。）の 発行						
8 監督員及び検査員の任免						
9 出張命令（依頼） (1) 市内出張命令		(局長・部 長)	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	

(2) 県内出張命令		(局長・部長)	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	財政課 (長期講習旅費に限る。)
(3) 県外出張命令	(局長)	(部長)	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	財政課 (長期講習旅費に限る。)
(4) 外国旅行命令						財政課 職員課
(5) 特別旅行依頼(費用弁償を含む。)		(課長以上相当)		(課長補佐以下相当)		財政課 (長期講習旅費に限る。) 職員課
10 部局専門研修の実施						職員課
11 職員の公務災害補償(認定請求に係るものに限る。)						職員課 (職員厚生室を含む。)

備考

- 1 出先機関の長等とは、東京事務所長、市民センター所長、城北児童会館長、児童相談所開設準備室長、戸室新保埋立場長、西部管理センター所長、東部管理センター所長、東部クリーンセンター所長及び道路等管理事務所長をいう(事務の執行において同じ。)
 - 2 年次有給休暇の処理及び出張命令(市内出張命令、県内出張命令及び県外出張命令に限る。)に関しては、福祉健康センター所長及び保健所長は、当該所属職員のうち課長の職にある職員(課長に相当する職にある職員を含む。)の専決権者とする。
 - 3 局長、部長又は課長とあるのは、それぞれ、局長、部長又は課長に相当する職にある職員を含む。
 - 4 「所管部長」とあるのは、部長を置かない局にあっては「所管局長」と、都市政策局(文化スポーツ部を除く。)にあっては「所管次長」とそれぞれ読み替える。
- 2 事務の執行

専決事項等	専 決 区 分 等					
	助 役	所管局長	所管部長	所管課長	出先機関の長等	合議課
1 市政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定		(軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃	(軽易なもの)					文書法制課
3 国、県等に対する意見書、要望書等の提出		(軽易なもの)				
4 国、県等に対する補助金、負担金、交付金等の交付申請						財政課 (重要なもの)

5 国、県等に対する補助金、負担金、交付金等の精算報告及び交付請求						
6 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達				(軽易なもの)		
7 国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体との協議		(軽易なもの)				
8 市民からの意見、要望、提案等の処理				(軽易なもの)		
9 附属機関等に対する諮問事項等の決定		(軽易なもの)				
10 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定						
11 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		(軽易なもの)				秘書課
12 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦						
13 訴訟等についての決定						文書法制課 財政課
(1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁						文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て						財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て						文書法制課
(4) 訴訟代理人の指定						総務課 財政課
14 損害賠償の処理						
15 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去						
16 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分				(軽易なもの)		
17 本市が行った処分等に対する異議申立てに係る決定		(軽易なもの)				
18 聴聞及び弁明の機会の付与						
19 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定(第30号に掲げるものを除く。)				(軽易なもの)		

20 定例的な行事における式辞、祝辞等				(軽易なもの)		秘書課
21 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布						
22 告示、公告、公表、公示送達及びその他の公示				(定例的なもの)		文書法制課
23 照会、回答、報告、通知、依頼等						
24 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付						
25 行政情報の公開等の可否の決定				(軽易なもの)		広報広聴課
26 所管の公用車の運行計画の決定						
27 各種台帳の作成及び管理						
28 嘱託登記の決定						
29 貸付金の貸付け(貸付けの予定を含む。)の決定及び貸付けの決定の取消し	1件につき 8,000万円 以下	1件につき 3,000万円 以下				財政課 (1件につき300万円を超えるものに限る。)
30 補助金、助成金及び利子補給金の交付の決定及び変更事項の承認等(額の確定及び交付の決定の取消しを除く。)		(法令、条例、規則又は告示により補助基準の定まっているもので1交付先の交付金額が300万円以下のもの及び交付金額の変更を来さない軽易な変更事項の承認に限る。)				財政課 (法令、条例、規則又は告示により補助基準の定まっているもので1交付先の交付金額が300万円以下のもの及び交付金額の変更を来さない軽易な変更事項の承認を除く。)
31 補助金、助成金及び利子補給金の額の確定						
32 扶助の決定						
33 在庫物品の請求						
						財政課 (300万円を

34 寄附金及び寄附物件の受領の決定（議決を要するものを除く。）						超える金銭に限る。） 総務課 （土地及び建物に限る。）
35 局の所管事務に係る企画及び連絡調整						
36 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。						

備考

- 1 「所管部長」とあるのは、部長を置かない局にあつては「所管局長」と、都市政策局（文化スポーツ部を除く。）にあつては「所管次長」とそれぞれ読み替える。
- 2 この表に専決事項として定められていないものであつても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。
- 3 財産管理

専 決 事 項	専 決 区 分 等				
	助 役	総務局長	所管局長	所管部長	合議課
1 行政財産の用途又は目的外の使用許可					総務課
2 公有財産の所管換え、所属換え、用途変更及び用途廃止					総務課

備考 「所管部長」とあるのは、部長を置かない局にあつては「所管局長」と、都市政策局（文化スポーツ部を除く。）にあつては「所管次長」とそれぞれ読み替える。

- 4 契約
 - ア 資格審査

専 決 事 項	専 決 区 分				
	助 役	総務局長	所管局長	所管部長	所管課長
1 指名競争入札参加者の資格審査					
2 予定価格及び最低制限価格の決定					
(1) 物品購入契約以外の契約に係るもの					
(2) 物品購入契約に係るもの					300万円以下

備考 「所管部長」とあるのは、部長を置かない局にあつては「所管局長」と、都市政策局（文化スポーツ部を除く。）にあつては「所管次長」とそれぞれ読み替える。

- イ 請負契約、委託契約その他の契約

専 決 事 項		専 決 区 分					
区 分	細 分	助 役	総務局長	所管局長	所管部長	監理課長	所管課長
1 工事及び製造の請負	契約の方法等の決定伺	1億5,000万円以下	8,000万円以下			4,000万円以下	
	契約の締結伺						
	契約の変更の締結伺					1億円以下	
	契約解除の決定伺	1億5,000万円以下	8,000万円以下			4,000万円以下	

2 物品の購入 (交際費、事務連絡費及び食糧費に係る物品並びに単価契約により購入する物品を除く。)	物品の購入	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下	専ら医療の用に供する物品(備品を除く。市立病院事務局長に限る。)	4,000万円以下の古書、美術品及び工芸品(文化スポーツ部長に限る。)	2,000万円以下	50万円以下の市長が定める物品 100万円以下の定価価格のある資料用出版物(玉川図書館長及び泉野図書館長に限る。) 100万円以下の専ら医療の用に供する物品(市立病院事務局次長に限る。) 100万円以下の古書、美術品及び工芸品(国際文化課長及び美術工芸大学事務局次長に限る。)
		契約の締結伺					2,000万円以下	
		契約の変更の締結伺					2,000万円以下	
		契約解除の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下	
	工事中用原材料の購入	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下	50万円以下
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺					2,000万円以下	
		契約解除の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下	
	3 物品の修繕	契約の方法等の決定伺	1億5,000万円以下		6,000万円以下	2,000万円以下		600万円以下
		契約の締結伺						
契約の変更の締結伺								
契約解除の決定伺		1億5,000万円以下		6,000万円以下	2,000万円以下		600万円以下	
4 物品の売払い	契約の方法等の決定伺						(生産品を目的とする物品に限る。)	
	契約の締結伺							
	契約解除の決定伺							

5	物件の借入れ(単価契約によるものを除く。)	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺						
		契約解除の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
6	委託(単価契約によるものを除く。)	測量・設計等の業務	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下
			契約の締結伺					
			契約の変更の締結伺					4,000万円以下
			契約解除の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下
	建物の維持管理の業務(特定随意契約業務を除く。)	契約の方法等の決定伺		4,000万円以下			2,000万円以下	
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺					4,000万円以下	
		契約解除の決定伺		4,000万円以下			2,000万円以下	
	建物の維持管理の業務(特定随意契約業務に限る。)	契約の方法等の決定伺			4,000万円以下	3,000万円以下		2,000万円以下
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺					8,000万円以下	4,000万円以下
		契約解除の決定伺			4,000万円以下	3,000万円以下		2,000万円以下
	その他の業務	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺					1,000万円以下	300万円以下
		契約解除の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
7	土地、建物その他物件の買入れ、売払い、交換及び譲与	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺					1,000万円以下	300万円以下
8	補償	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
		契約の締結伺						
		契約の変更の締結伺						
9	単価契約	単価契約により購入す	基本契約(変更を含む。)			専ら医療の用に供		

	る物品	の方法等の決定伺			する物品 (市立病院事務局 長に限る。)		
		基本契約(変更を含む。)の締結伺					
		契約の方法等の決定伺及び締結伺					燃料、薬品及び専ら医療の用に供する物品(市立病院事務局次長に限る。)50万円以下の工事用原材料
	その他の単価契約	基本契約(変更を含む。)の方法等の決定伺	8,000万円以下		2,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下
		基本契約(変更を含む。)の締結伺					
		契約の方法等の決定伺及び締結伺					
10	その他の契約(交際費、事務連絡費及び食糧費並びに役務費などに係るもの)	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下(役務費に限る。)	300万円以下
		契約の締結伺					
		契約の変更の締結伺				1,000万円以下(役務費に限る。)	300万円以下
		契約解除の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下(役務費に限る。)	300万円以下

備考

- 1 特定随意契約業務とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第4号まで又は第6号による随意契約業務をいう。
- 2 第5号の物件の借入れ(単価契約によるものを除く。)、第6号の建物の維持管理の業務及びその他の業務、第9号のその他の単価契約並びに第10号のその他の契約(交際費、事務連絡費及び食糧費並びに役務費などに係るもの)のうち事務用機器等借上業務、冊子等企画印刷業務、会場設営業務その他市長が定める業務で特定随意契約業務であるものに係る契約の方法等の決定伺については、監理課合議を要する。
- 3 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号)に基づく長期継続契約に係る契約の方法等の決定伺については、監理課合議を要する。

4 都市政策局(文化スポーツ部を除く。)にあっては、「所管部長」とあるのは、「所管次長」と読み替える。

5 支出

ア 経費の支出

専決事項		専 決 区 分 等						
区分	細分	助 役	総務局長	所管局長	所管部長	所管課長	財政課 合 議	備 考
5	災害補償費							
7	賃金							
8	報償費	8,000万 円以下	4,000万 円以下	2,000万 円以下	1,000万 円以下	300万 円 以下	300万 円 を超える もの	法令等で単価等が定まっ ているものは、合議を 要しない。
9	旅 費							
	外国旅費 特別旅費							
10	交際費							
11	需 用費			10万円以 下				
	事務連絡 費							
	食糧費							
	修繕料	1億5,000 万円以下	8,000万 円以下	4,000万 円以下	2,000万 円以下	600万 円 以下	300万 円 を超える もの	4,000万円以下の資金 前渡に係る学校校費は、 合議を要しない。
	その他需 用費	8,000万 円以下	4,000万 円以下	2,000万 円以下	1,000万 円以下	300万 円 以下	300万 円 を超える もの	資金前渡に係る学校校 費並びに医薬材料費及 び薬品費は、2,000万 円を超えるものにあっ ても、所管局長専決と し、資金前渡に係る学 校校費並びに2,000万 円以下の医薬材料費、 薬品費、図書費及び燃 料費は、合議を要しな い。
12	役務費	8,000万 円以下	4,000万 円以下	2,000万 円以下	1,000万 円以下	300万 円 以下	300万 円 を超える もの	診療報酬審査支払手数 料及び介護報酬審査支 払手数料は、2,000万 円を超えるものにあっ ても、所管局長専決と し、2,000万円以下の 資金前渡に係る学校校 費は、合議を要しない。
13	委託料	8,000万 円以下	4,000万 円以下	2,000万 円以下	1,000万 円以下	300万 円 以下	300万 円 を超える もの	単価契約等で契約の方 法、契約者及び契約額 の定まっているものは、 2,000万円を超えるも のにあっても、所管局 長専決とし、合議を要 しない。 建物の維持管理業務の

							委託料は、8,000万円を超えるものにあっても、助役専決とする。
14	使用料及び賃借料	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下	300万円を超えるもの 土地又は建物の賃借料は、総務課合議を要する。ただし、2,000万円以下の資金前渡に係る学校校費は、合議を要しない。
15	工事請負費	1億5,000万円以下	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	600万円以下	300万円を超えるもの
16	原材料費	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下	300万円を超えるもの
17	公有財産購入費	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下		300万円を超えるもの
18	備品購入費	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下	300万円を超えるもの 図書費、車両購入費(小型貨物自動車及び小型乗用車に限る。)及び2,000万円以下の資金前渡に係る学校校費は、合議を要しない。
19	負担金補助及び交付金	8,000万円以下					法令、条例、規則又は告示により補助基準の定まっているもので1交付先の交付金額が300万円以下のものは、所管局長専決とし、合議を要しない。 公営企業特別会計に対するものは、総務局長専決とする。
	負担金(工事負担金を除く。)交付金	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下(予算計上時において、交付先、金額等が確定しているものに限る。)	300万円を超えるもの 法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。 医療費、介護保険給付費並びに施設の共益費及び人件費に係るものは、所管局長専決とし、合議を要しない。

	工事負担金	1億5,000万円以下	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	600万円以下	300万円を超えるもの	法令等に基づく工事負担金は、8,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。
20	扶助費				1,000万円以下	300万円以下		
21	貸付金	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下		300万円を超えるもの	公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。 法令、条例、規則又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のもの及び過年度貸付けに係る貸付金は、所管局長専決とし、合議を要しない。
22	補償、補填及び賠償金	補償金 補填金	8,000万円以下	4,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	300万円を超えるもの	
		賠償金						
23	償還金、利子及び割引料	8,000万円以下						
24	投資及び出資金	8,000万円以下						公営企業特別会計に対するものは、総務局長専決とする。
25	積立金							
26	寄附金	8,000万円以下						
28	繰出金							

備考

- 1 扶助費については、「所管局長」とあるのは、福祉健康センターにあっては「福祉健康センター所長」と、保健所にあっては「保健所長」とそれぞれ読み替える。
- 2 債務負担行為及び繰り越された支出負担行為の現年度予算整理に係るものは、金額にかかわらず、所管課長専決とし、合議を要しない。
- 3 変更支出負担行為何(負担金、補助及び交付金及び貸付金に係るものを除く。)で、変更後の額が議会の議決を要する額未満のものは、変更する額によりそれぞれ次の表に定める者を専決者とする。

変更する額が1,500万円を超える額の支出負担行為何書	助役
変更する額が300万円を超え、1,500万円以下の額の支出負担行為何書	総務局長
変更する額が300万円以下の額の支出負担行為何書	所管局長

なお、変更する額が200万円を超える額の支出負担行為伺書及び議会の議決を要する額の支出負担行為伺書は、財政課の合議を要する。

- 4 債務負担行為、公営企業予算及び基金の支出の区分は、この表に準ずる。ただし、債務負担行為のうち債務保証については、金額にかかわらず、所管課長専決とし、合議を要しない。
 - 5 「所管部長」とあるのは、都市政策局（文化スポーツ部を除く。）にあつては「所管次長」と、福祉健康センターにあつては「福祉健康センター所長」と、保健所にあつては「保健所長」とそれぞれ読み替える。
- イ 支出命令等

専 決 事 項	専 決 区 分			
	総務局長	所管局長	財政課長	所管課長
1 支出命令				
2 資金前渡職員の指定				
3 資金前渡、概算払、前金払及び繰替払の精算				
4 歳出予算の配当				
5 歳出予算の配当替え				
6 歳出予算の流用				

備考 公営企業予算及び基金の支出の区分については、この表に準ずる。

6 収入

専 決 事 項	専 決 区 分 等				
	助 役	所管局長	所管部長	所管課長	財政課合議
1 歳入の調定及び納入の通知					
2 歳入の督促					
3 歳入の減免			(減免基準の定められた歳入)	(減免基準の定められた延滞金)	
4 税外歳入に係る納期限の変更、徴収猶予、滞納処分及び滞納処理の執行停止					
5 税外歳入（強制徴収により徴収するものを除く。）に係る徴収停止、履行延期の特約又は処分及び免除の決定					
6 不納欠損処理					
7 過誤納金の還付又は充当若しくは過誤払金等の戻入の決定					
8 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の通知					

備考

- 1 公営企業予算及び基金の収入の区分については、この表に準ずる。
- 2 「所管部長」とあるのは、部長を置かない局にあつては「所管局長」と、都市政策局（文化スポーツ部を除く。）にあつては「所管次長」とそれぞれ読み替える。

別表第2 (第9条関係)

各課個別専決事項

1 都市政策局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等			
		助 役	所 管 局 長	所 管 課 長	合 議 課
企画課	1 各種統計調査の実施及び結果の発表				
総合調整課	1 政策調整会議及び幹部職員会議の開催の決定				
情報政策課	1 電算適用業務の選定			(軽易なもの)	
	2 電算適用業務の処理手順の決定及び変更				
文化財保護課	1 埋蔵文化財センターの使用承認等				

摘要 「所管課長」とあるのは、企画課にあつては、「調査統計室長」と読み替える。

2 総務局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等			
		助 役	所 管 局 長	所 管 課 長	合 議 課
秘書課	1 市賞の授与の決定				
総務課	1 財産表の作成				
	2 本庁の当直に関すること。				
	3 本庁の拡声機による放送の決定				
	4 普通財産の売払い又は交換(譲与し、又は時価より低い価格で処分する場合を除く。)	3,000万円以下	1,500万円以下		財政課(助役以上のもの)
	5 普通財産の貸付け				
文書法制課	1 市公報の発行				
	2 例規集に係るデータの更新				
	3 文書の収発記号の決定				
職員課	1 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。				
	(1) 非常勤職員の任免				
	(2) 臨時的任用職員の任免				
	(3) 条件附採用職員の勤務評定の実施及び期間満了者の正式採用の決定				
	(4) 派遣職員の協定の締結				
	(5) 職員の兼務(併任)				
	(6) 職員の辞職の承認(自己都合の場合)				
	(7) 金沢市職員表彰条例第2条第3項に基づく表彰の決定				
	(8) 病気休職の決定及び病気休職に係る復職の決定				
	(9) 育児休業の承認及び育児休業に係る復職の決定				
(10) 36協定に関する決定					

	(11) 職務専念義務の免除				
	(12) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
	(13) 職務以外の職務に従事する場合の許可				
	(14) 職員証及び履歴の証明の発行				
	(15) 欠勤の処理				
	2 職員研修の実施				
	(1) 海外派遣研修及び国等への派遣研修の実施				
	(2) その他の職員研修の実施			(軽易なもの)	
	3 職員の公務災害補償(認定請求に係るものを除く。)				
	4 職員の給与に関すること。				
	(1) 昇給の決定				
	(2) 各種諸手当の認定				
	(3) 職員の児童手当の支給の決定				
	5 人事記録の整理				
	6 職員の退職年金等に関すること。				
	(1) 年金の裁定及び年金の額の改定				
	(2) その他の事項				
	7 職員の健康診断の実施				
財政課	1 地方交付税資料の提出				
	2 起債の申請				
	3 一時借入金の借入れ及び償還の決定				
	4 まちづくり事業基金の収入及び支出の決定				
税務事務共通	1 市税に対する異議申立ての処理の決定				
	2 課税標準額の決定、更正、修正及び変更				
税務課	1 軽自動車税及び入湯税の課税免除				
	2 市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税以外の市税に係る非課税の認定				
	3 納税協力会の設立の承認				
	4 市税の滞納整理に関すること。				
	(1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し				
	(2) 差押え及び差押解除の決定				
	(3) 公売及び公売財産の見積価格の決定及び公告				
	(4) 換価代金の配当計算書の認定				
	(5) 更生債権の届出の承認				
	(6) 更生計画案に対する意見の決定				
	(7) 徴収猶予の決定及び取消し				

	(8) 換価猶予の決定及び取消し				
	(9) 繰上徴収の決定				
	(10) 参加差押え及び参加差押解除の決定並びに参加差押えの失効の承認				
	(11) 交付要求及び交付要求解除の決定並びに交付要求の失効の承認				
	(12) 公売財産の売却の決定及び取消し				
	(13) 換価代金の充当の承認				
	(14) 徴収金の納付又は納入の委託				
	5 市税に係る郵便振替口座の振込金の処理				
	6 徴収の嘱託及び受託の承認				
	7 市県民税(特別徴収)に係る納期の特例の承認等				
資産税課	1 固定資産の価格の決定及び修正				
	2 固定資産評価審査委員会に対する弁明書の提出				
	3 固定資産税及び都市計画税に係る非課税の認定				
	4 特別土地保有税に係る徴収猶予、免除及び徴収猶予の取消しの決定				
市民税課	1 市県民税に係る特別徴収義務者の指定				
	2 事業所税に係る徴収猶予、免除及び徴収猶予の取消しの決定				

摘要 「所管課長」とあるのは、職員課の項第6号(2)及び第7号にあっては、「職員厚生室長」と読み替える。

3 産業局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		助 役	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
商業振興課	1 商業の経営診断					
	2 中小企業信用保険法に基づく倒産関連中小企業者の認定					
工業振興課	1 工業の経営診断					
	2 IT ビジネスプラザ武蔵の使用の承認等					
労働政策課	1 高年齢者雇用奨励金の交付の決定					
	2 勤労青少年寮の使用の承認等					
農林総務課	1 地籍調査に係る計画の決定					
	2 地籍調査に係る成果(修正を含む)の認証請求					
	3 地籍調査に係る成果の送付及び写しの保管					
	4 放牧場への家畜の受託の承認					
	5 石川県金沢食肉流通センターの使用の承認					
	6 金沢湯涌みどりの里の使用の承認					
	7 競馬開催の日取りの決定					

	8 競馬開催に係る各種の届出及び報告					
農林基盤整備課	1 土地改良施設（県が所有し、市が管理するものに限る。）の目的外使用の許可					
	2 法定外公共物（農林基盤整備課の所管するものに限る。）の使用等の許可					
	3 森林等の火入れの許可					
	4 市営造林に係る立木の処理	3,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下		財政課（助役以上のもの）
中央卸売市場事務局	1 卸売市場法、金沢市中央卸売市場業務条例（第19条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条及び第75条から第81条までを除く。）及び金沢市中央卸売市場業務条例施行規則に基づく中央卸売市場の業務に関する事					
	2 金沢市中央卸売市場業務条例第30条、第31条及び第33条に基づく中央卸売市場の業務に関する事					
公設花き地方卸売市場事務局	1 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（第19条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条及び第75条から第79条までを除く。）及び金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則に基づく公設花き地方卸売市場の業務に関する事					
	2 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第30条、第31条及び第33条に基づく公設花き地方卸売市場の業務に関する事					

4 市民局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等			
		助 役	所管局長	所管課長	合議課
市民参画課	1 住居表示番号の付与				
	2 計量法の規定による勧告等				
防災安全課	1 交通安全の指導及び訓練の実施				
	2 神田交通公園の使用許可				
広報広聴課	1 新聞等による広報及び広聴の実施				
市民課	1 住民基本台帳の職権消除に関する事				
	2 戸籍に関する簿書の廃棄				
	3 戸籍の訂正申請に関する事				
	4 火葬及び埋葬の許可並びに火葬炉の使用の許可				
	5 諸証明（他課に属するものを除く。）の交付等				
	6 外国人登録に関する事				

	7 自動車臨時運行許可				
保険年金課	1 国民健康保険法に関する事項 (1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				
	(2) 療養費（高額療養費を含む。）の支給の決定				
	(3) 第三者への損害賠償請求				
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				
	(5) 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	2 国民健康保険の被保険者の資格の得喪				
	3 療養担当者外療養給付の承認				
	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付（療養の支給を除く。）の決定				
	5 国民年金保険の被保険者の資格の得喪				

5 福祉健康局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		助 役	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
福祉健康局 共通事項	1 保育所等の入所に係る徴収金額の決定					
	2 保育所等の入所に要する費用等の決定					
	3 民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出					
	4 児童福祉施設等の産休等代替職員任用の承認					
	5 乳幼児、高齢者等の医療費等の助成に係る受給者の資格の決定					
	6 家庭奉仕員等の派遣の決定					
	7 寝たきり老人等のデイサービス利用の決定					
	8 社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付					
	9 社会福祉法人の定款変更の認可					
	10 社会福祉法人の解散の認可及び認定					
	11 社会福祉法人の合併の認可					
	12 社会福祉法人に対する措置命令、弁明通知及び返還命令					
	13 社会福祉法人の公益事業の停止命令					
	14 社会福祉事業に係る認可、改善命令及び許可の取消し等					
福祉総務課	1 児童手当の認定及び支給の決定					
	2 児童扶養手当法に関する事項					

	3 社会福祉法に基づく寄附金の募集の許可				
生活支援課	1 生活保護法に関する事項				
	(1) 指定医療機関の指定				
	(2) 診療報酬の額の決定				
	(3) 保護施設の設置等の認可及び取消し				
介護保険課	1 介護認定審査会の委員の任免				
	2 要介護認定等				
	3 介護給付等の決定				
	4 居宅介護サービス費等の額の特例の認定				
	5 国民健康保険団体連合会への介護給付等に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				
	6 第三者への損害賠償請求				
	7 第三者から損害賠償を受けた者に対する介護給付等の一部を行わないことの決定				
	8 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	9 基準該当居宅サービス事業者等の登録				
長寿福祉課	1 日常生活防火安全用具等の給付又は貸与の決定				
	2 まちぐるみ福祉活動推進員の委嘱				
こども福祉課	1 延長保育、一時保育、年末保育等の決定				
	2 保育職員の研修の企画				
	3 保育所の給食指導に関すること。				
障害福祉課	1 自動車改造、紙おむつ支給等の助成に係る受給者の資格の決定				
	2 特別障害者手当等の受給者の資格の認定				
	3 障害児通園施設の入所の決定				
	4 障害者継続雇用奨励金の交付の決定				
	5 身体障害者手帳の交付等に関すること。				
	6 身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。				
	7 更生医療機関の指定				
	8 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱に関すること。				
	9 居宅生活支援及び施設訓練等支援に関する支給内容の決定				
	10 指定居宅支援事業者及び指定施設の指定及び指定の取消し				

	11 支援費受給者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	12 基準該当居宅支援事業者の登録				
保健衛生課	1 老人保健法に関する事項				
	(1) 基金等への医療等に関する費用の審査及び支払並びに医療等に要する費用の額の通知に関する事務の委託				
	(2) 医療費等の支給の決定				
	(3) 第三者への損害賠償請求				
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				
	(5) 医療を受ける者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	(6) 保険者の求めに応じた医療等に要する費用に関する文書の提出				
	(7) 医療を受けることができる者への健康手帳の交付				
	(8) 障害の状態にある旨の認定				
	(9) 一部負担金及び標準負担額に係る認定				
	2 更生医療の診療報酬(公費負担額)の決定				
	3 市有墓地の使用の許可及び市有墓地の返還				
	4 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可及び墓地改葬の許可				
	5 斎場の待合室及び霊安室の使用の許可				
	福祉健康センター	1 金沢市補助組織及び分掌事務規則第9条第2項の表(福祉健康センターに係る部分に限る。)に掲げる事項(第3号、第5号、第6号、第9号から第11号まで及び第14号に掲げる事項を除く。)に係る福祉健康センターの事業の運営方針の決定に関する事。			
2 福祉健康センター間の事務調整(前号に該当するものを除く。)に関する事。					
3 がん予防教室その他の健康教育に係る対象者の決定					
4 乳幼児等に係る保健指導の対象者の決定					
5 乳幼児等に係る健康診査の対象者の決定					
6 予防接種の対象者の決定					

	7 医療を受けることができる者への健康手帳の交付				
	8 福祉タクシー、補助具等の利用の助成に係る受給者の資格の決定				
	9 特定疾患治療費の助成に係る受給者の認定				
	10 難病患者等の日常生活用具等の給付又は貸与の決定				
	11 難病患者等の短期入所者等の決定				
	12 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				
保健所地域 保健課	1 養育医療の給付の決定				
	2 育成医療の給付の決定				
	3 療育の給付の決定				
	4 小児慢性特定疾患治療研究事業の医療給付の決定				
	5 小児慢性特定疾患児手帳の交付の決定				
	6 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付の決定				
	7 結核予防法の規定による指定医療機関の指定				
	8 駅西健康ホールの使用の承認等				

摘要 「所管部長」とあるのは、福祉健康センターの項第3号から第6号まで及び第12号にあつては「福祉健康センター所長」と、保健所地域保健課にあつては「保健所長」とそれぞれ読み替える。

6 環境局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等			
		助 役	所管局長	所管課長	戸室新保 埋立場長、 粟沼クリー ンセンター 所長及び 西部衛生 センター 所長
環境総務課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 産業廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し				合議課
	(2) 廃棄物再生利用業の指定及び取消し				
	(3) 一般廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し				
	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事項				

	(1) 引取業者及びフロン回収業者の登録				
	(2) 引取業者及びフロン回収業者の登録の拒否及び取消し				
	(3) 解体業及び破碎業の許可及び不許可並びに許可の取消し				
	(4) 関連事業者に対する勧告及び命令				
	3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項				
	(1) 手数料徴収の基礎となる数量の認定				
	(2) 勧告及び命令(第5章の規定に係る部分に限る。)				
	4 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項				
	(1) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査、協議、指導及び助言				
	(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る承認				
	(3) 勧告				
	(4) 事務取扱要領の決定				
	5 戸室新保埋立場への廃棄物の搬入の承認				
	6 清掃職員研修の計画及び実施				
リサイクル推進課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項				
	(1) 一般廃棄物の排出に係る指示				
	2 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項				
	(1) 勧告(第5章の規定に係る部分を除く。)				
	3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則に関する事項				
	(1) 大規模建築物の認定及び事前協議を要する事業の認定				
	4 リサイクルプラザの使用の承認等				
	5 リサイクルプラザへの廃棄物の搬入の承認				
	6 廃棄物収集業務の編成替え				
施設管理課	1 廃棄物の焼却処理計画の決定				
	2 一般廃棄物収集運搬業者からの西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入の承認				環境総務課
	3 一般廃棄物収集運搬業者以外の者からの東部クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入の承認				
	4 西部衛生センターへのし尿の搬入の承認				

環境保全課	1 特定施設の設置等に係る届出書の受理				
	2 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮				
	3 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令				
	4 浄化槽保守点検業者の登録				
	5 浄化槽保守点検業者の変更の登録				
	6 鳥獣飼養の登録				
	7 有害鳥獣の捕獲の許可				

7 都市整備局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		助 役	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
都市計画課	1 都市計画の決定及び変更		(軽易なもの)			
	2 都市計画法に基づく建築行為等の許可並びに障害物の伐除及び土地の試掘等の許可					
	3 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項に規定する買収協議を行う地方公共団体等の決定					
	4 市施行の土地区画整理事業に係る換地清算金の分割交付の決定					
	5 市施行の土地区画整理事業に係る換地清算金の分割納付及び分割徴収の決定					
	6 市施行の土地区画整理事業地内の道路の占用の許可(管理を移管したものを除く。)					
	7 市施行の土地区画整理事業地内における土地の形質の変更及び建築等の許可(代執行に係るものを除く。)					
	8 市施行の土地区画整理事業に係る換地処分及び仮換地指定					
交通政策課	1 駐車場法に基づく路外駐車場管理者への是正命令					
	2 放置自転車等の処理に関する事項					
まちなみ対策課	1 屋外広告物の表示の許可等に関すること。					
	2 石川県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関すること。					都市計画課
緑と花の課	1 都市公園の占用及び使用の許可					

	2 公園施設の設置及び管理の許可					
	3 都市緑地法の規定に基づく緑地保全地区内における土地の形質の変更等の許可					
	4 都市緑地法の規定に基づく緑地協定締結の認可					
再開発課	1 第1種市街地再開発事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可					
	2 市街地再開発事業における権利変換計画に係る清算金の分割徴収の決定					
道路管理課	1 道路の占用の許可					
	2 法定外公共物(道路管理課の所管するものに限る。)の使用等の許可					
	3 駅前広場の使用の許可					
	4 道路除排雪計画の策定					
内水整備課	1 準用河川の占用の許可					
	2 法定外公共物(内水整備課の所管するものに限る。)の使用等の許可					
住宅政策課	1 特定優良賃貸住宅等の賃料等の承認					
市営住宅課	1 市営住宅に係る入居者等の決定					
	2 市営住宅の模様替えの承認					
	3 市営住宅に係る明渡しの請求					
	4 市営住宅に係る強制執行の申立て					
	5 市営住宅入居敷金の充当の承認					
区画整理課	1 土地区画整理事業及び農住組合に係る認可及び承認(設立に係るものを除く。)				(軽易なもの)	
	2 土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更及び建築等の許可(代執行に係るものを除く。)					
建築指導課	1 建築主事及び建築監視員の任免					
	2 建築基準法第9条第1項の規定に基づく違反建築物等に係る工事の施行の停止又は建築物の除去、移転、改築等の命令					
	3 建築基準法第9条第7項又は第10項の規定に基づく緊急の必要がある場合における違反建築物等の使用禁止若しくは使用制限又は工事の施行の停止の命令					
	4 建築基準法の規定に基づき建築審査会の同意を得て行う許可					
	5 建築基準法の規定に基づく建築協定の認可					
	6 建築基準法の規定に基づく許可、認可、指定等(前2号に定めるものを除く。)					

7	宅地造成等規制法の規定に基づく許可、防災措置の勧告及び工事の施行の停止の命令				
8	宅地造成等規制法の規定に基づく検査済証の交付及び変更の許可				
9	都市計画法の規定に基づく開発行為の許可及び監督処分				
10	都市計画法の規定に基づく開発行為の検査済証の交付及び変更の許可				
11	租税特別措置法の規定に基づく優良住宅及び優良宅地の認定				
12	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築計画の認定				
13	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく耐震改修計画の認定				
14	住宅金融公庫の貸付けに係る設計審査及び現場審査				

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 金沢市情報セキュリティに関する規則（平成15年規則第86号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。
第8条第1項中「第2条第8号」を「第2条第11号」に改める。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第27号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号サ及びシ中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同条第17号の2イ中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に改め、同号オ中「第69条第1項」を「第69条第2項」に、「開設者等」を「許可を受けた者」に改め、同号シ中「第62条の2」を「第244条」に、「開設者」を「許可を受けた者、医薬品を業務上取り扱う者等」に改め、同シを同号スとし、同号サ中「第40条」を「第159条」に改め、同サを同号シとし、同号コ中「第4条の4第2項」を「第49条第2項」に改め、同コを同号サとし、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、力をキとし、オの次に次のように加える。

カ 薬事法第69条第3項の規定による卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者、医薬品を業務上取り扱う者等に対する報告の徴収又は立入検査若しくは同法第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物の収去に関すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第28号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「文書法制課長」に改める。

第7条、第8条、第10条第2項、第10条の2第2項、第11条及び第12条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

別表アの表中「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同表イの表及びウの表中

「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同表工の表登記事務用市長印の項中

登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記簿謄本交付申請書、登記簿抄本交付申請書及び閲覧申請書
税務事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記簿謄本交付申請書、登記簿抄本交付申請書、商業登記簿謄本交付申請書、商業登記簿抄本交付申請書及び閲覧申請書
国民健康保険事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記簿謄本交付申請書、登記簿抄本交付申請書及び閲覧申請書

登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記事項証明書交付申請書及び閲覧申請書
税務事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記事項証明書交付申請書及び閲覧申請書
国民健康保険事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記事項証明書交付申請書及び閲覧申請書

を

に改め、同工の表火

葬執行事務用市長印の項中「市民課長」を「保健衛生課長」に改め、同工の表予防接種事務用市長印の項中

「泉野福祉保健センター所長」を「泉野福祉健康センター所長」に、「元町福祉保健センター所長」を「元町福祉健康センター所長」に、「駅西福祉保健センター所長」を「駅西福祉健康センター所長」に改め、同工の表証明用市長印の項中

「	金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	駅周辺整備課長	1
	道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	生活道路整備課長	1
	河川の境界証明に関する文書	河川課長	1
	開発登録簿の写しの証明及び都市計画街路の境界証明に関する文書	都市計画課長	1

を

	開発登録簿の写しの証明、都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	2
	道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1
	河川の境界証明に関する文書	内水整備課長	1

に改め、同工の表国民健康保険事務用市長印3号の項中

「 国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、徴収猶予許可通知書、差押書、交付要求書、公売通知書、国民健康保険料還付通知書、国民健康保険料充当通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書 」	を	「 国民健康保険の保険給付の決定に関する文書、国民健康保険料還付通知書、国民健康保険料充当通知書、徴収猶予許可通知書並びに国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書 」	に改め、
---	---	--	------

同工の表介護保険事務用市長印1号の項から老人保健事務用市長印の項までの規定中「福祉保健センター所長」を「福祉健康センター所長」に改め、同工の表道路占用事務用市長印の項中

「 生活道路整備課長 」	を	「 道路監理課長 」	に改め、同表才の表市長職務代理者印の項中
「 総務課長 」	を	「 文書法制課長 」	に改め、同才の表登記事務用市長職務代理者印の項中

「 市長職務代理者名をもってする登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記簿謄本交付申請書、登記簿抄本交付申請書及び閲覧申請書 」	を	「 市長職務代理者名をもってする登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記事項証明書交付申請書及び閲覧申請書 」	に改め、
「 市長職務代理者名をもってする税務事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記簿謄本交付申請書、登記簿抄本交付申請書、商業登記簿謄本交付申請書、商業登記簿抄本交付申請書及び閲覧申請書 」		「 市長職務代理者名をもってする税務事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記事項証明書交付申請書及び閲覧申請書 」	
「 市長職務代理者名をもってする国民健康保険事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記簿謄本交付申請書、登記簿抄本交付申請書及び閲覧申請書 」		「 市長職務代理者名をもってする国民健康保険事務に係る登記嘱託書、代位登記嘱託書、地図訂正申出書、登記嘱託取下書、代位登記嘱託取下書、登記事項証明書交付申請書及び閲覧申請書 」	

同才の表火葬執行事務用市長職務代理者印の項中

「 市民課長 」	を	「 保健衛生課長 」	に改め、同才の表予防接
----------------	---	------------------	-------------

種事務用市長職務代理者印の項中「泉野福祉保健センター所長」を「泉野福祉健康センター所長」に、「元町福祉保健センター所長」を「元町福祉健康センター所長」に、「駅西福祉保健センター所長」を「駅西福祉健康センター所

長」に改め、同オの表証明用市長職務代理人印の項中

	市長職務代理人名をもってする金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	駅周辺整備課長	1
	市長職務代理人名をもってする道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	生活道路整備課長	1
	市長職務代理人名をもってする河川の境界証明に関する文書	河川課長	1
	市長職務代理人名をもってする開発登録簿の写しの証明及び都市計画街路の境界証明に関する文書	都市計画課長	1

を

	市長職務代理人名をもってする開発登録簿の写しの証明、都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	2
	市長職務代理人名をもってする道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1
	市長職務代理人名をもってする河川の境界証明に関する文書	内水整備課長	1

に改め、同オの表国民健康保険事務用市長職務代理人印3号の項中

市長職務代理人名をもってする国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、徴収猶予許可通知書、差押書、交付要求書、公売通知書、国民健康保険料還付通知書、国民健康保険料充当通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	を	市長職務代理人名をもってする国民健康保険の保険給付の決定に関する文書、国民健康保険料還付通知書、国民健康保険料充当通知書、徴収猶予許可通知書並びに国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	に改め、
---	---	--	------

に改め、同オの表介護保険事務用市長職務代理人印1号の項から老人保健事務用市長職務代理人印の項までの規定中「福祉保健センター所長」を「福祉健康センター所長」に改め、同オの表道路占用事務用市長職務代理人印の項中

生活道路整備課長	を	道路監理課長	に改め、同表力の表助役印の項中
----------	---	--------	-----------------

総務課長	を	文書法制課長	に改め、同力の表収入役職務代理人印の項の次に次のように加える。
------	---	--------	---------------------------------

局長印	方 20	れ い 書	局長名をもってする文書	文書法制課 長	1	
-----	---------	-------------	-------------	------------	---	---

別表力の表部長印の項中

部長、局長、中央卸売市場長及び公設花き地方 卸売市場長名をもってする文書	総務課長
	中央卸売市場 事務局長
	公設花き地方 卸売市場事務 局長

を

部長及び卸売市場長名をもってする文書	総務課長
	中央卸売市場 事務局長
	公設花き地方 卸売市場事務 局長

に改め、同力の表課長印の項中

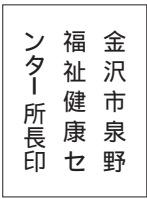
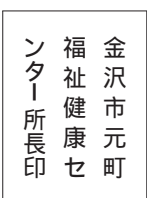
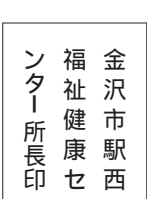
総務課長	1
駅周辺整備課 長	1

を

文書法制課長	2
--------	---

に改め、同力の表泉野福祉保健センター所長印の項から

駅西福祉保健センター所長印の項までを次のように改める。

泉野福祉 健康セン ター所長 印	方 24	て ん 書	泉野福祉健康センター所長名をもってする 文書	泉野福祉健 康センター 所長	1	
元町福祉 健康セン ター所長 印	方 24	て ん 書	元町福祉健康センター所長名をもってする 文書	元町福祉健 康センター 所長	1	
駅西福祉 健康セン ター所長 印	方 24	て ん 書	駅西福祉健康センター所長名をもってする 文書	駅西福祉健 康センター 所長	1	

別表力の表社会福祉事務所所長印の項中「福祉保健センター所長」を「福祉健康センター所長」に改め、同表キの表泉野福祉保健センター印の項から駅西福祉保健センター印の項までを次のように改める。

泉野福祉健康センター印	方 30	て ん 書	診断書	泉野福祉健康センター 所長	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 金 沢 市 泉 野 福 祉 健 康 セ ン タ ー 印 </div>
元町福祉健康センター印	方 30	て ん 書	診断書	元町福祉健康センター 所長	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 金 沢 市 元 町 福 祉 健 康 セ ン タ ー 印 </div>
駅西福祉健康センター印	方 30	て ん 書	診断書	駅西福祉健康センター 所長	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 金 沢 市 駅 西 福 祉 健 康 セ ン タ ー 印 </div>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表エの表登記事務用市長印の項の改正規定及び同表オの表登記事務用市長職務代理者印の項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成17年(2005年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	